

令和 年 月 日

保護者 殿

糸満市立高嶺小学校
校長 上原 博美
(公印省略)

出席停止について (通知)

インフルエンザは、学校保健安全法第19条の規定により出席停止となります。期間中は欠席になりませんので、医師の指示を守り、療養させてください。尚、登校の際は、治癒報告書（出席停止解除願い）の提出をお願いいたします。

治癒報告書（出席停止解除願い）

糸満市立高嶺小学校
校長 上原 博美 殿

年 組 氏名

1 受診した日・医療機関（ 月 日 曜日・医療機関名 ）

2 診断名 （インフルエンザ 型）

月 日 (曜日)	日 数	測定時間・体温	注意!
発症した日 / ()	0日目	午前/午後 時 分 °C	*「発症後5日経過」 してからの登校にな りますので、最短でも 6日目からの登校に なります。 *5日経過しても、解 熱後2日経ってない 場合は登校できませ ん。
/ ()	1日目	午前 / 午後 時 分 °C	
/ ()	2日目	午前 / 午後 時 分 °C	
/ ()	3日目	午前 / 午後 時 分 °C	
/ ()	4日目	午前 / 午後 時 分 °C	
/ ()	5日目	午前 / 午後 時 分 °C	
/ ()	6日目	午前 / 午後 時 分 °C	
/ ()	日目	午前 / 午後 時 分 °C	
/ ()	日目	午前 / 午後 時 分 °C	
/ ()	日目	午前 / 午後 時 分 °C	
/ ()		午前 / 午後 時 分 °C	

上記のとおり、出席停止期間を経過し、治癒したので登校させます。

令和 年 月 日

保護者名

令和 年 月 日

保護者 殿

糸満市立高嶺小学校
校長 上原 博美
(公印省略)

出席停止について（通知）

下記の疾病は、学校保健安全法第19条の規定により出席停止となります。期間中は欠席になりませんので、医師の指示を守り、療養させてください。尚、登校の際は、治癒したことを医師に確認の上、治癒報告書（出席停止解除願い）を提出してください。治癒報告書（出席停止解除願い）は医師の診断を受けて保護者の方が記入するものです。

治癒報告書（出席停止解除願い）

糸満市立高嶺小学校
校長 上原 博美 殿

年 組 氏名

	病 名	出 席 停 止 の 基 準
1	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
2	風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
3	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化する（かさぶたになる）まで
4	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	腫れが出た後、5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
5	流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎	医師より感染の恐れがないと認められるまで
6	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状の消退後2日を経過するまで
7	百日咳	特有の咳が消える、または5日間の抗菌性物質製剤による治療完了まで
8	その他の感染症（ ）	医師により感染の恐れがないと認められるまで

- 1 受診した日・医療機関名（ 月 日 曜日・医療機関名 ）
2 診断名（ ）
3 出席停止期間（ 月 日 ～ 月 日 ）

上記疾病について、医師より感染の恐れがないと認められましたので登校させます。

令和 年 月 日

保護者名

印